

藤岡市告示第106号

藤岡市住宅用火災警報器設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月14日

藤岡市長 新井雅博

藤岡市住宅用火災警報器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅火災における安全確保を図るため、住宅用火災警報器（以下「警報器」という。）を設置した高齢者に対し、予算の範囲内で藤岡市住宅用火災警報器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、藤岡市補助金等に関する規則（昭和42年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住民登録があり、その住所地に居住している者
- (2) 65歳以上の者
- (3) ひとり暮らしの者又は高齢者世帯の者
- (4) 住民税非課税世帯の者
- (5) 市税を滞納していない者（世帯員を含む。）
- (6) 他の制度による警報器の給付又は貸与を受けていない者（世帯員を含む。）

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる警報器は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれにも該当する住宅に設置する警報器であること。
 - ア 補助対象者が所有し、かつ、居住する住宅
 - イ 平成18年5月31日までに建築された住宅
- (2) 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合火災予防条例（平成28年多野藤岡広域市町村圏振興整備組合条例第7号）第29条の2の規定により設置した住宅用防災警報器であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、警報器の設置に要した費用の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）とし、5,000

円を限度とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、警報器の設置に要した費用に係る領収書に記載された領収日から起算して30日以内に、住宅用火災警報器設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民税非課税世帯であることを証明する書類
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 警報器を設置した住宅の建築年月日が確認できる書類
- (4) 警報器の設置に要した費用に係る領収書の写し
- (5) 警報器の製造元、品名等が確認できる書類
- (6) 警報器の設置前と設置後の状況が確認できる写真
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、住宅用火災警報器設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定の日の属する年度の末日までに、住宅用火災警報器設置費補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、藤岡市補助金等に関する規則第9条各号に定める事項に該当するときは、交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項に規定する命令を受けた者は、定められた期限内に補助金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。